

第2期北茨城市空家等対策計画（案）に対する
パブリック・コメント等の実施結果について

下記の内容で第2期北茨城市空家等対策計画（案）に対するパブリック・コメント等を実施し、1人の方からのご意見をいただきました。

いただいた意見の内容及びそれに対する市の考え方については、下記に示すとおりです。

記

1 実施概要

- (1) 案 件 第2期北茨城市空家等対策計画（案）
- (2) 実施機関 令和5年2月3日（金）から令和5年2月16日（木）まで
14日間
- (3) 閲覧場所 市役所総務課、市立図書館及びホームページ
- (4) 意見件数 3件（1人）

2 意見概要及び市の考え方

	ご意見	市の考え方
1	<p>施策の追加 (P18 第4章2.) 「第4章 2. 空家等の発生抑制に関する事項」へ「(3) 空家の改修費の補助金（上限100万円）」の追加。</p>	<p>定住促進奨励金制度の中で空家改修奨励金（上限10万円）を平成28年度から令和2年度まで実施していましたが、現在は、終了しており、今後も、既存の住宅リフォーム資金補助金交付要綱に基づき、個人の居住用住宅の改修工事の補助を優先してまいります。</p> <p>また、国県の動向を注視しながら、今後、空家改修補助事業を実施する場合の参考意見とさせていただきます。</p>
2	<p>通知文への文章の追加 (P19 第4章 3. (2)) 「除草等除却勧告書」に雑草除去業者を明記して実施について相談できるようにする。</p>	<p>特定の事業者を紹介することになるため、勧告書に記載することはできません。ご了承ください。</p>
3	<p>施策の追加 合同会社●●と連携し、起業型人材育成、誘致、空家の買上げを伴ったリノベーション事業の検討。</p>	<p>空家活用を行っている事業者は、ご提案いただいた事業者だけでなく、多く存在します。今後、空家活用を行っている事業者との連携を図っていく際の参考意見とさせていただきます。</p>